

# 通知の補足について

## 再度入札について

再度入札において落札者がない場合は、入札を取止めることを原則とする。

## 低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行が可能か調査を行う。また、失格判断基準を下回った場合は失格となる。

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が5,000万円以上の工事

及び 総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園

及び土木経費で積算する電気工事等

調査基準価格 :

(A)

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \times 1.10$$

失格判断基準 :

(B)

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \times 1.10$$

※ただし、入札比較価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で設定

當繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格 :

(C)

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \times 1.10$$

失格判断基準 :

(D)

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \times 0.8 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \times 1.10$$

※ただし、入札比較価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で設定

## 常緒工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格 :	
(E)	$\text{機器費} \times 0.907$
	$\text{直接工事費} \times 0.97$
	$\text{共通仮設費} \times 0.9$
	$\text{現場管理費} \times 0.9$
	$\text{一般管理費} \times 0.68$
	合計額（千円未満切り上げ） $\times 1.10$

失格判断基準 :	
(F)	$\text{機器費} \times 0.82$
	$\text{直接工事費} \times 0.97$
	$\text{共通仮設費} \times 0.9$
	$\text{現場管理費} \times 0.9$
	$\text{一般管理費} \times 0.2$
	合計額（千円未満切り上げ） $\times 1.10$

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

## 上記以外の工事

調査基準価格 :	
(G)	$\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97$
	$\text{共通仮設費} \times 0.9$
	$(\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9$
	$\text{一般管理費} \times 0.68$
	合計額（千円未満切り上げ） $\times 1.10$

失格判断基準 :	
(H)	$\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97$
	$\text{共通仮設費} \times 0.9$
	$(\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \times 0.8$
	$\text{一般管理費} \times 0.2$
	合計額（千円未満切り上げ） $\times 1.10$

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

## 低入札調査を行なった場合の措置

- ・工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求める。
- ・現場代理人の兼任を認めない。
- ・主任技術者及び監理技術者とは別に、同等の資格を持つ技術者を、専任で 1 名追加の配置を求める。

## 最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った場合は失格となる。

対象工事：予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の競争入札（総合評価落札方式を除く）工事

最低制限価格：土木系工事については、(A) と同様の計算式で得た額とする。

營繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(D) と同様の計算式で得た額とする。

營繕工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(F) と同様の計算式で得た額とする。

上記以外の工事については、(G) と同様の計算式で得た額とする。